

## 第89回 北海道地方交通審議会船員部会 議事概要

開催年月日	平成28年2月26日（金）
開催場所	北海道運輸局6F会議室
議題	<p>1. 審議事項 なし</p> <p>2. 報告事項 (1)船員の特定最低賃金の改正に係る北海道地方交通審議会の答申及び官報公示について (2)管内船員職業安定業務取扱状況（平成28年1月分）について (3)離職四法に基づく減船離職船員現況調べについて (4)離職四法に基づく求職者手帳発給数及び支給実績について</p> <p>3. その他 情報交換</p>
議事概要	<p>1. 事務局より、船員の特定最低賃金の改正（案）は、1月22日付けで北海道地方交通審議会会長あて提出し、1月27日付けで、改正（案）どおり会長から北海道運輸局長あて答申されたとの報告があった。答申要旨の公示は、2月17日付けで官報公示となり、異議申出期限の3月2日までに異議がなかった場合は、改正決定公示の手続きとなるとの報告があった。</p> <p>2. 事務局より平成28年1月分の管内船員職業安定業務取扱状況について報告があった。公益委員より、求人・求職ともに増加している中で、成立が少ない理由についての質問があり、事務局より、お互いの条件（職種、資格、勤務地、休日等）がなかなか合わないため、成立に至らないとの説明があった。労働者委員より、フェリーの期間雇用というのがあるのかとの質問があり、事務局より、便数が増える繁忙期に期間雇用があるとの回答があった。労働者委員より、陸上から漁船を希望している求職者はいるのかとの質問があり、事務局より、現在の陸上からの求職者にはいないが、以前はいたとの回答があった。公益委員より、フェリーを契約期間満了で降りた方は、再雇用予約があるのかとの質問があり、事務局より、再雇用予約があると雇用保険を受給できないのでチェックをしているとの回答があった。公益委員より、陸上では期間雇用の方に雇用保険の一時金があるが、船ではないのかとの質問があり、事務局より、雇用保険のかけ方により短期雇用特例被保険者となれば、一時金として40日分受給する場合もあるが、フェリーでの期間雇用は、通常の雇用保険をかけているので一時金とはならないとの回答があった。</p> <p>3. 情報交換では、事務局より海技教育機構と航海訓練所との統合についての説明があった。事務局より、次年度の船員部会の開催予定の説明があった。労働者側委員より、ロシア海域のさけます流し網漁業の減船による漁臨法の適用についての質問があり、事務局より具体的な適用条件等まだわからない状態であるとの回答があった。</p> <p>4. 次回の船員部会は平成28年3月25日（金）13時30分より開催することを確認した。 （以上）</p>
北海道運輸局海事振興部船員労政課	